

長岡英智高等学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒にも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要がある。

また、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、絶対にいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

あ 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つに「正義が通る学校」を掲げ弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 全ての教育活動を通じた体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発並びにその他の措置として、人権的、道徳的な集会を実施する。

い いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 生徒対象いじめアンケート調査（年2回 6月・12月）
- ② 担任並び学年団による生徒からの聞き取り調査（アンケートに基づいて）

(イ) いじめ相談体制

生徒がいじめ等に係る相談を行うことができる相談体制を行う。

- ① 相談窓口の設置 egao 相談室（月～木 14:20～15:10）
- ② その他専門機関の活用

(ウ) いじめの防止等のための対策に従事する人材の資質の向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上に図る。

う インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報関係の研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

あ いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止等を実施的にを行うため、次の機能を担う「常設委員」を設置する。

〈構成員〉

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、年次主任、特別支援教育推進委員、(養護)

〈活動〉

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること。
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

〈開催〉

月1回を定例会として、クラス毎に状況を報告。いじめ事案発生時は速やかに関係部署を通じて対応する。

い いじめに対する措置

- (ア) いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめを早急にやめさせ、その再発を防止するために、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 「いじめを受けた生徒」が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習をできる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないため、いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有できる必要な措置を講ずる。
- (オ) 重大事案（犯罪行為）として取り扱われるべきいじめについては、警察署等の外部機関と連携し対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- あ 重大事案は発生した旨を、校長に速やかに報告する。
- い 当該事案に対処する組織は速やかに調査する。
- う 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための詳細調査を実施する。
- え 上記調査の結果を、いじめを受けた生徒・保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うために、次の点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- あ いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。
- い いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。